

別記様式 8

復興庁入札等監視委員会第17回定例会議議事審議概要

開催日及び場所	令和8年8月24日（月）、復興庁本庁	
委員	阿部 博友 名古屋商科大学ビジネススクール教授 檜谷 隆夫 公認会計士・税理士 吉村 典久 亜細亜大学経済学部経済学科教授	
審議対象期間	令和7年4月2日（水）～令和8年4月1日（水）	
抽出案件	2 件	（備考）
（内 訳）		抽出事案審議の他に、調達改善に係る取組について報告を行った。
競争入札		
最低価格落札方式	件	
総合評価方式	1 件	
随意契約		
企画競争	1 件	
公募	件	
不落・不調	件	
特命（企画競争及び公募を除く）	件	
応札（応募）業者数1者	0 件	
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
その他（報告）	〈調達改善の取組について〉 「第16回の委員会における意見・質問に対する弊庁の対応」 「令和7年度復興庁調達改善計画の年度末自己評価結果」 について同委員会に報告。	
委員会による意見等の具申の内容	別紙のとおり	

※必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

1. (契約件名) 令和7年度海外に向けた情報発信業務

(契約方式) 随意契約 企画競争

意見・質問	回答等
予定価格積算の全体の流れの中で、どのように価格の適正性が担保されているのか。	事業者から提出された見積書の中身について、仕様書や提案書、過去年度の金額と比較するなどして妥当かどうかを確認している。
企画競争で募集をかける際の金額の上限額はどのように決めているのか。	この事業については予算額があらかじめ決まっているため、その範囲内となるように設定している。
企画競争における審査基準は応募者にどの程度公開されているのか。	審査基準や配点をあらかじめ公表しており、説明会も開催した上で審査における観点について情報提供を行っている。
企画競争における審査基準が一般競争入札における審査基準と変わらないのであれば、一般競争入札に移行しても問題ないのではないか。	本件は海外への情報発信という特殊性が高く、失敗時の炎上リスクも大きいため、高度な質が求められる。一般競争入札では価格が強力なファクターとなり、質を下げて金額を安くした提案が有利になりかねず、質を重視する本事業にはなじまないと考える。
企画競争で同じ会社が継続的に受注していると、疑いの目で見られかねない。その会社の企画が優れていたことを国民に明確に示せるような基準を検討してほしい。	
一般競争入札に移行して質を担保できるかは、発注者側が作成する仕様書にかかっている。これまでの経験を通じて質を担保できる仕様書のノウハウが確立できているのか、それとも、今後も企画競争を続けていく必要があるのか。	海外向けの事業はその時々为国・地域の事情が変わるため、過去の手法が通用する部分もあるが、その都度しっかりした視点や企画が特に重要となる。したがって、今後も各事業者の知恵や実践力を得ながら進めていきたい。

(総括)

本件は、風評対策という極めて重要な施策を担う取組であることから、サービスの質の担保が求められている案件である。こうした状況を踏まえ、以下の4点に注意した上で引き続き企画競争方式で調達することが妥当であると考える。

- ① 質を担保するための仕様書が適切な内容であるかどうかの見直しを常に心がけること。
- ② 適切な上限価格の設定ができているか、毎回慎重に見直すこと。
- ③ 質を担保するための業者の選定という慎重な選定プロセスを今後も継続すること。
- ④ 予定価格の精査について、内容的に金額が妥当であるかどうか引き続き慎重な検討を行うこと。

2. (契約件名) 令和7年度「新しい東北」復興・創生の星顕彰に関する調査等業務
(契約方式) 競争入札 総合評価落札方式

意見・質問	回答等
本件は一者応札となった案件か。 技術点が最も高い事業者の見積金額が予定価格や契約金額と同額になっているが、そのようなものなのか。 三者応札の場合、三者の平均を取るわけではないのか。見積書を見ると、この種の業務にそれほど高単価の人員が必要なのか疑問である。 見積書を見ると人件費が大部分を占めているが、この実働時間の検証を行わないと、人件費が妥当かどうかは必ずしも十分に説明できないと考える。 人件費の精査に当たって、他の二者の人件費とは比較しているか。事業の内容からするとどの会社も事業費はあまり変わらず、差が出るのは人件費ではないか。 この顕彰事業にそこまでの質を求めるかがポイントになる。今回、落札金額は予定価格ぎりぎりであり、結局は技術点による評価の差ということか。	本件は三者応札であるが、翌年度の令和8年度事業は一者応札となった。 予定価格は、入札前に応札者から提出させた参考見積書のうち、技術点が最も高い事業者のものを特に参考に積算している。 本件では、技術点が最も高い事業者が落札者となり、参考見積の金額と入札金額が同額であったことからそのような結果になっている。 単価に関しては根拠資料も確認しているが、高単価の人員は、それに見合った技術点として評価されている面もあるため、どこまで水準を下げるような積算を行うべきかということは、なかなか判断が難しいところがある。 他の二者を見ると、一方は人件費を少なく見積もって事業費に多く充てているが、もう一方は人件費を多く積んでおり、業務のやり方や提案内容によって差が生じている。ある程度横並びで参考にはできるが、単純に平均を取るようなやり方は取れないのが実情である。 本件の場合は、落札事業者が技術点、価格点ともに最高点であったため、技術点の差だけでなく、価格点も含めた総合評価の結果として選定されたものである。

本件は顕彰事業であり、表彰が中心であることを踏まえると、直感的にはそこまで高度な人員は要らないようにも思われる。 (総括) ① 令和8年度事業が一者応札となった理由を分析し、その結果も踏まえて、今後、競争性のある入札を維持できる取り組むこと。 ② なぜこの事業者が選定されたのかという理由を明確かつ透明性をもって説明できるようにすること。 ③ 金額の妥当性や適切性に関しては引き続き注意を払って精査していくこと。	
---	--

3. 総括

意見・質問
金額の妥当性や適切性がどのように確認されていて、税金の無駄遣いになっていないかが第三者には少し分かりにくい。業者選定理由や価格の妥当性がより明確になるよう引き続き注意を払う必要がある。